

平成 18 年 6 月 23 日

国立大学法人一橋大学
学長 杉山 武彦 殿

平成 17 年度監事監査報告書

監事 住田 篤雄



監事 依田 雅弘



私たちは、国立大学法人法（以下「法」という）第十一条第四項の規定に基づき、国立大学法人一橋大学（以下「大学」という）の平成 17 年度の会計監査及び業務監査を実施した。その結果について以下の通り報告する。

記

1. 会計監査

平成 17 年度（平成 17 年 4 月 1 日より平成 18 年 3 月 31 日まで）の第 1 期 2 年度目に当たる本事業年度の会計監査については、期中に財務部担当者から月次試算表につき説明を受けるとともに、各月の特徴ある取引について、関係書類・帳票等の提示を求め、関係部署の担当者より説明を聞くなどの手続きを実施して監査を行った。

また、会計監査人との四者（大学執行部、内部監査担当、監事および会計監査人）協議会及び会計監査人と監事との個別の打ち合わせにおいて、会計監査人の監査計画を聞き、監査結果について説明を受けた。さらに、税務関係事項について、顧問税理士より説明を受けた。

その結果、大学の第 1 期 2 年度目に当たる本事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、利益の処分に関する書類、これらの附属明細書、キャッシュフロー計算書、国立大学法人業務コスト計算書について、および決算報告書についての、法第三十五条で準用する独立行政法人通則法第三十八条第二項に基づく監事の意見は、次の通りである。

- (1) 会計監査人の監査の方法及び結果は、相当と認めた。
- (2) 財務諸表について、大学の採用する会計処理の原則及び手続きは、国立大学法人会計基準及び一般に公正妥当と認められる会計基準に準拠し、また、財務諸表の表示方法は、国立大学法人会計基準及び一般に公正妥当と認められる財務諸表の表示方法に準拠しているものと認められた。よって、財務諸表は大学の財政状態及び運営状況を適正に示しているものと認める。
- (3) 決算報告書は、大学による予算の区分に従って、決算の状況を適正に示しているものと認める。

なお、この意見については、前任監事植松修三氏も同意見である。

2. 会計監査に関するその他の報告事項

2. 1 財務部組織の充実

財務部の組織が平成17年11月16日より、下記のように組織の充実が図られた。

(従 来)	(今年度)
財務部	財務部
財務課	財務管理課
施設課	財務会計課
	施設課

これは、国立大学法人として今後の自主的運営を推進して行く上で財務情報の活用がますます重要になって行くことに対応することを可能にしたものであり、監事としても評価しているところである。

2. 2 事務の迅速化と財務諸表の活用

法人化初年度においては会計システムの安定化に時間を要したため決算作業に迅速さを欠いていたが、当年度においてはシステムも安定した結果、月次決算も迅速に締め切られるようになった。その結果、中間決算において、年度決算を円滑に進めることを目的として、貸借対照表・損益計算書および実績予算対比表が作成され、役員会に報告された。

今後の課題としては、上記3表の月次報告と、部局別業績管理を実施してゆくことが望まれる。

2. 3 第一期 中期財政計画の策定と財政基盤の強化策

当年度決算見込額を初期値に置き、平成21年度までの中期財政計画が策定された。運営費交付金につき、毎年1%の効率化係数が乗じられることを大前提に、18年度より4年間で4%の人件費削減、非常勤講師手当の削減など、中期計画期間にわたる見通しが示されている。

この計画は、最低限度の対処策を示すものであって、これをベースとして、より積極的な財政基盤の強化策を持つことが望まれる。すでに、同窓会である(社)如水会との協力のもと、総額100億円を目標とする一橋大学基金構想がスタートした。この一環として、本年6月3日(土)に、第一回のホームカミングデイが実施されたことは、評価されるべき動きである。

2. 4 諸規則の整備と運用状況

所要の諸規則については、法人化移行時において手当てされていることを確認しているところであるが、当年度においては、約7億5千万円を要した本館の改修工事を対象として、財務部施設課における契約事務の取扱状況の監査を実施した。

その結果、(株)日総建による実施設計、飛島建設(株)による本体工事、大成

温調（株）による機械工事について、何れも規則の定めに従って競争入札を実施し、適正に発注され、検収手続きが完了したことを確認した。

なお、まことに遺憾ながら、当年度において、出張旅費精算に関する不正事件が発生した。本件に関しては、国立大学法人一橋大学旅費取扱細則に加えて、新たに「職員の出張手続きについて」が制定実施され、事前の経伺と事後の復命報告を徹底することとなった。結果については年度末において、全研究科に対して内部監査室による内部監査が実施された。

2. 5 内部監査室との連携

内部監査は、国立大学法人一橋大学内部監査要項に従って内部監査室によって実施されている。当年度においては、監査結果の全件について、実施状況の説明と報告を受けた。

科学研究費補助金については、16件の通常監査と2件の特別監査が実施されている。科学研究費の監査については、大学の財務諸表に含まれないことから、会計監査人の監査の対象外となっており、文部科学省の定めるおおむね10%のほかに、各部局ごとのローテーションにより、追加してより深度のある監査を実施することが望まれる。

随時監査として、学務部留学生課を対象として、業務監査および会計監査が実施され、業務監査において4件、会計監査において10件の改善勧告がなされている。

さらに随時監査として、前項において触れた全部局を対象とする出張旅費の監査が実施された。当年度における出張件数のおよそ20%をカバーする250件（科研費負担のものは科研費監査において実施するので、除く）の監査が行われた。

今後においても、相互に監査実施の主體的独立性を尊重しつつも、計画面においてなど、一層の連携を強めて行きたいと考えている。

2. 6 如水スポーツプラザの管理

如水スポーツプラザの運営については、法人化に伴い、昨年度から収支数値を大学の決算へ取り込むこととなり、当年度よりは運営委員会による運営から、財務部施設課が直接運営責任を負うこととなった結果、業務・会計両面において問題点は解消された。

2. 7 財務部門関係者の研修

当年度においては、会計担当者2名に対し、宿泊5日の研修、課長および管理者3名に対し、通学3日のマネジメント研修が実施されている。財務情報の活用が今後の法人運営にとってますます重要となってくるので、引き続き計画的な研修により、財務部門関係者の能力向上を図って行くことが望ましい。

なお、以上の諸点についても、前任監事植松修三氏の同意を得ている。

3. 業務監査

業務監査については、経営協議会、役員会および教育研究評議会に出席し、関係部局の幹部教職員の協力、面談等による現況把握、重要な決済書類の閲覧等を通じて実施した。その結果、初年度に比し法人化の意義と役割が全教職員に順調に浸透し、将来への前向きな対応の足固めが出来ていると認識された。

当年度において業務監査の対象とした（１）特記事項、（２）監査方針「平成17年7月19日付平成17年度監事監査方針参照」に基づく業務監査、（３）検討の余地があると認められた若干の点につき下記の通り報告する。

なお、業務監査の対象とした部局は、2. にふれた財務部施設課のほか、次の通りである。

- ・ 経済研究所
- ・ 国際企業戦略研究科
- ・ 商学研究科

3. 1 特記事項

（１）中期目標・中期計画——平成16年度「評価委員会」評価

平成16年度に係る国立大学法人評価委員会の評価の結果が通知された。自己評価（実績報告書）に比べ、やや辛口の結果となったが、双方にとり初めてのことであり、大学としては、策定—実施—点検—評価—改善の自己点検システムの改善に向けて、積極的に対応しており、次年度における成果が期待される。

なお、認証評価については、19年度に自己評価書の提出を決定しており、その準備が進められている。

（２）一橋大学基金

法人化を前にしていち早く如水会と共同で「財政基盤強化委員会」を発足させ、平成16年11月には大学側の受け皿として「一橋大学基金」が創設された。大学への財政支援としては、従来の「如水会」「一橋大学後援会」に加え、第3の柱となるが、三者の目的も資金の使途も同一である。従来の経緯よりすれば、

- ①如水会は年度事業（IT,海外留学支援など）と周年事業で募金の対象は卒業生と一般企業。（この場合の企業側の認識は人材の供給先への支援と広い意味での企業の社会貢献）
- ②一橋大学後援会は、大学側の要請を受けての年度事業であり、資金は自らの基金と年度ごとの卒業生の寄付による。
- ③一橋大学基金では、募金の対象は個人の場合、卒業生に加えて学生の父兄を含む不特定多数とすることが望ましい。企業も産学連携による大学の知のサービ

スの対価の意識が強まるであろう。

以上の通り三者三様の特色を生かしながら棲み分けと競争が必要である。

一橋大学基金としては積極的に、幅広く活動するために社会経験とネットワークの豊富な外部専従者の任用が必要であろう。また、「基金」の透明性を社会的に担保するため、学外有識者、著名人を含めた「運営委員会（仮称）」を設置する必要がある。

(3) 学長選考会議

平成16年4月1日に発足した学長選考会議は、新しく制定された学長選考に係わる諸規則に基づき同年、前学長の任期満了に伴う新学長の選考を実施した。

その結果を踏まえて、選考会議議長を中心に、学内的にも納得され、学長の求心力を高めることの出来る、そして大学改革の観点から学長選考会議の役割も高めることの出来る、規則改正が模索されている。18年度中の改正原案作成を予定しているが、より良い学長選考制度が出来ることを期待する。

(4) 四大学連合の現状と進展

複合領域コースの特別聴講学生数は平成17年度が受入れ106人、派遣11人、平成18年度は受入れ116人、派遣19人と順調に増加しているが、派遣学生数が期待される水準に至っていない。東京医科歯科大学と本学において平成17年度には出張授業を実施したが、他大学を含め更なる連携強化が課題である。

(5) 国際戦略本部

学長の直属組織として、国際戦略本部が発足した。本組織の意義は、国際化という観点から、教育・研究のみならず、キャンパスの国際化から海外での危機管理まで全学レベルで戦略化が目指されている。具体的施策の一つに、日本人学生の送り出しプログラムの開発がある。従来年間約30名の「一橋大学海外留学奨学金制度」による一年間の海外留学に加えて、中・短期の海外研修制度を作り、全学生の一割程度を、在学中に幅広く海外経験させることを目指すとある。自費負担ではあったが今春のオーストラリアのモナッシュ大学への4週間研修は学生・受入れ側共に好評であったと聞く。プログラムの提供に加えて、相応の補助金制度が噛み合えば万全となろう。

3. 2 業務監査

(1) 経済研究所

特定領域研究「世代間利害調整研究プロジェクト」を完結させA+の評価を得た。「21世紀COEプログラム」でも2つのプログラムの拠点として高い中間評

価を得ている。国際的な共同研究を行うための中核的研究拠点として、伝統と実力を有する研究所であるが、8年前、1997年6月に報告された「外部評価委員会報告書」に今一度着目したい。

同報告書によれば新しい環境の変化（今も変わらない）を踏まえ、組織のあり方、限られた予算の中での実証的研究の伝統と地域研究への取組方、「共同研究」奨励の傾向の中での個人研究深化の重要性、教育、後継者の養成問題など、その提案は極めて包括的、かつ具体的である。

法人化後の新しい対応が求められる今、研究所の将来ビジョンを描くに当たり、大変参考になると思う。

（2）国際企業戦略研究科（ICS）

ICSにおいては法人化前、法人化後の変化は無いように見える。

日本の国立大学としては設立当初から大変ユニークな教育、研究システムが採用されており、その組織運営については初めから「経営」があった。英語での授業、比率の高い海外留学生の受入れだけを言うのではない。YLPは国際連携であり、夜間の2つのコースは社会的ニーズと学びたい者のニーズを汲み上げた立派な産学連携である。一橋大学のブランド力が最も効果を発揮したニュー・プロジェクトと言える。

（3）商学研究科

研究科内の「教育システム委員会」の活動が活発化している。前期ゼミの必修化、カリキュラムの大幅見直し、MBAコースの拡充、従来のMBAコースに加え、5年一貫教育による「博士進学コース」の新設などである。

また、21世紀COEプログラムに採択されている「知識・企業・イノベーションのダイナミクス」は商学研究科、国際企業戦略研究科、イノベーション研究センターと「商学一橋」の総力を挙げたプロジェクトであり、このように協調出来れば、教育・研究においてシナジー効果を大いに発揮出来るものと期待される。

3. 3 検討事項と提案

（1）事務局の機能強化

平成17年5月1日現在の本学の事務職員数は170名（内事務局は92名）と、学生数対比では他大学に比しスリム化されている。しかし法人化後の事務量の激増により、従来通りのやり方ではいずれ増員やむなしの事態となろう。権限の委譲、レベル・アップ、ITの活用、標準化と共通化、外部委託など、サービスの向上と経費の削減は不断の命題である。目標管理（定性と定量）と行程表の明示を待ちたい。

(2) 諸経費の削減策の実行と見通し

平成17年3月に、経費全般の見直しを全学的に行い、節減可能な経費を検討するために「経費節減検討WG」が設置された。このWGの継続的な活動により、

- ①Eメールの活用による情報伝達の迅速化と印刷費・通信費などの経費節減
- ②宅急便の活用による郵便代の半額以下への節減
- ③コピー代・交通費・会議費等のきめ細かい削減
- ④電気・ガスの契約方法の見直しによる省エネ・省コスト化

などが既に実行され、効果を出している。

今後は、電子事務体制の確立による事務の効率化、保守業務を始めとする役務業務の外部委託等による一層の削減成果を期待したい。

(3) IT化の推進

本学のIT化に関する教育と施設整備は、平成18年から、Webシラバスシステムが本格運用されることとなっており、積極的な活用が望まれる。IT化は、大学業務の進展に欠かすことのできないものであり、教育研究環境の高度化、学生サービスの向上及び事務の効率化の観点から、更にIT化を推進する必要がある。

(4) 学生支援に係る諸問題

本館の改修を機に、学生支援のための大学側の積極姿勢がより明確となった。

また、留学生の受入れに関しては、本学の「留学生センター」は他大学に比し先行充実していると聞く。国際戦略本部の立ち上げで、日本人学生の海外留学についても多様なプログラムが用意され、在学中に一割の学生が海外に留学することを目指している。

課題として、以下の二点を指摘しておきたい。

①資金的な支援制度

授業料免除・奨学金制度など財源を伴う施策で本学独自の制度は未だ無きに等しい。一連の財政基盤強化策の成果に期待したい。

②大学院生に対する支援

全体の80%を超える他大学からの入学者に、生活相談、就職支援など、一橋のやさしさと気遣いを実感させる配慮が望まれる。

(5) 広報活動

名門・老舗意識を払拭して、学生に、企業に、社会に「選ばれる大学」とすべく、広報活動の重要性が関係者に浸透してきた。オープンキャンパスは年々活況

を呈してきているし、「大学案内」・「一橋大学概要」も内容が一新された。また、中核誌として「HQ」にも集中的に予算が投入されている。（「HQ」に関してはこの辺りでアンケート調査をして、編集、効果、配布先などの見直しをすべき時期と思われる。）

移動講座が年二回程度、如水会との共催で、日本各地で行われている。移動講座は、「顔の見える広報活動」の一つでもある。平成17年度の入学者の分布を見ると、奈良県・徳島県からは0とある。移動講座を年間3乃至4回に増やすことは考えられないことであろうか。

北京事務所が力を入れている同窓会活動・セミナーの開催なども有効な広報手段である。アジアを中心とした海外広報について、更なる施策を期待したい。

（6）学外専任者の登用

就職支援室、EUIJ、国際戦略本部などには、既に学外の人材が任用されているが、昨年の監査報告書において、役員・監事レベルの常勤者、または、学長補佐・顧問レベルの常勤者の任用を提案した。本報告においても

- ①「一橋大学基金」の本格活動
- ②IT化推進のためのCIOに外部人材の登用を提案した。予算の壁を超えて必要なところには金を使う、必要な金は必ず作る、をモットーに、推進をお願いしたい。

以上の諸点については、前監事の植松修三氏も同意見である。

以 上